

3【県内小康期】

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状況。

目 的

- ① 県民生活及び県民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

対策の考え方

- ① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ② 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- ③ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（1）実施体制

（1）-1 基本的対処方針の変更

国が、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示した場合において、県は、基本的対処方針に基づき、県の対策を検討し、県内の状況に応じて対策を縮小・中止する。（危機管理部，保健福祉部，全部局）

（1）-2 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、県行動計画及び各種マニュアル等の見直しを行う。この場合において、必要に応じ、医学・公衆衛生等の学識経験者の意見を聴く。（危機管理部，保健福祉部）

（1）-3 県対策本部の廃止

県は、特措法第21条第1項の規定により、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに県対策本部会議を開催し、本県が小康期に入ったことを宣言し、対策本部を廃止する。（危機管理部，保健福祉部）

（1）-4 市町村対策本部の廃止

市町村は、特措法第32条第5項の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言

第3 各段階における対策（小康期）

がなされたときは、速やかに市町村対策本部を廃止する。

（2）サーベイランス・情報収集

（2）-1 情報収集

県は、引き続き、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況について、情報収集先から必要な情報を収集する。なお、収集する主な情報は次のとおりとする。（危機管理部，保健福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状，症例定義，致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

（2）-2 サーベイランス

- ① 県は、通常のサーベイランスを継続する。（県民環境部，保健福祉部）
- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（経営戦略部，保健福祉部，教育委員会）

（3）情報提供・共有

（3）-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供するとともに、ライフラインや社会・経済活動の復旧状況について、情報提供する。（危機管理部，経営戦略部，保健福祉部）
- ② 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容をとりまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。（危機管理部，保健福祉部）

（3）-2 情報共有

県は、国，市町村や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（危機管理部，保健福祉部）

（3）-3 コールセンター等の体制の縮小

- ① 県は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。（危機管理部，保健福祉部）
- ② 県は、市町村に対し、コールセンター等の体制の縮小を要請する。（危機管理部，保健福祉部）

（4）予防・まん延防止

（4）-1 予防接種

第3 各段階における対策（小康期）

- ① 市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（保健福祉部）

(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。（保健福祉部）

(5) 医療

(5)-1 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。（保健福祉部、病院局）

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、国が作成する治療指針（国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む。）を医療機関に対し周知する。（保健福祉部）
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（保健福祉部）

(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)-2-1 業務の再開

- ① 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）
- ② 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続して行うことができるよう、

第3 各段階における対策（小康期）

必要な支援を行う。（危機管理部，保健福祉部，関係部局）

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

県，市町村及び指定（地方）公共機関は，国と連携し，国内の状況等を踏まえ，対策の合理性が認められなくなった場合には，新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（危機管理部，保健福祉部）